

## 地方消費税率引上げ分における使途の明確化について 【平成29年度決算分】

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされており。

串間市では、平成29年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分が、145,660千円となり、以下の事業に充当しています。

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		決算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	重度心身障害者医療費対策費	50,368	25,413		897	24,058	145,660
	障害者地域生活支援事業	25,396	13,335			12,061	
	障害福祉サービス等給付事業	488,159	370,184			117,975	
	養護老人ホーム入所者援護費	245,110			35,379	209,731	
	教育・保育施設措置費	894,202	566,218		44,194	283,790	
	子ども医療費助成事業	62,976	12,284		45,000	5,692	
	地域で子育て応援事業	9,682				9,682	
	児童扶養手当支給事業	113,310	37,821			75,489	
	母子及び父子家庭等医療費助成事業	8,438	2,909			5,529	
	生活保護費	423,765	367,221		6,516	50,028	
	小計	2,321,406	1,395,385		131,986	794,035	
社会保険	保険基盤安定繰出金等	167,573	125,680			41,893	145,660
	介護保険特別会計繰出金	426,257	4,664			421,593	
	小計	593,830	130,344			463,486	
保健衛生	感染症予防事業	22,525				22,525	145,660
	病院事業費	235,000				235,000	
	がん検診事業	19,619	20		3,923	15,676	
	小計	277,144	20		3,923	273,201	
合計		3,192,380	1,525,749		135,909	1,530,722	145,660

※決算額には人件費及び事務費は含まれておりません。